

別紙 1

住宅の応急修理にかかる工事例 (R4.3.16 福島県沖地震)

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修 (瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む)
- ② 傾いた柱の家起こし (筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修 (床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。)
- ⑤ 壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする)
- ⑥ 壊れた基礎の補修 (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)
- ⑦ 壊れた玄関、サッシの補修 (破損したガラス、カギの取替を含む)
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修 (配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む)
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修 (スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替 (便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。)

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた屋根の補修 (屋根葺き材の変更は可)
 - 壊れた便器の取り替え (×洗浄機能等の部分は対象外)
 - 割れたガラスの取り替え (取り替えるガラスはペアガラスでも可)
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた壁の修理 (柱、間柱、筋交い等構造上主要な部分の修理に限る)とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え、崩れた土壁のみの修理
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。ただし、原状復旧できない場合や原状復旧より安価で修理できる場合に限る。
 - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品 (独立式ガスコンロ・食洗器・エアコン等) は対象外である。